

令和7年度 第5回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和7年8月12日(火)午後2時から3時10分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (30人)

1番 鈴木 誠之君	2番 土屋 昌彦君
3番 勝間田 安彦君	4番 長田 薫君
5番 勝間田 公博君	6番 瀬戸 孝雄君
7番 福島 初代君	8番 小宮山 勉君
9番 勝間田 美保子君	10番 勝間田 太住君
11番 長田 守正君	12番 勝又 治彦君
13番 林 忍君	14番 鈴木 洋一郎君
	16番 横山 廣君
17番 勝又 博之君	18番 内田 奨君
19番 小澤 勤君	20番 土屋 壯一君
21番 宇田川 秀一君	22番 渡邊 一雄君
23番 瀬戸 朝光君	24番 長田 光正君
25番 根上 誠一君	26番 岩田 勉君
27番 芹澤 泉君	28番 中村 善彦君
29番 高田 哲夫君	30番 芹澤 裕治君
31番 齋藤 浩也君	

欠席委員 (1人)

15番 長田 正之君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案
議案第24号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 8 その他
- 9 閉 会

農業委員会事務局職員

遠藤 英樹 浅水 隆司 山本 育実 石田 真由美 遠藤 慎也 田代 欣三 杉山 有里

会議の概要

- 事務局長 ただ今から令和7年度第5回御殿場市農業委員総会定例会を開会いたします。議案書をおめくりいただきまして、こちらの日程どおりに進行をさせていただきます。
- 会長 ー会長挨拶ー
- 事務局長 ありがとうございました。
はじめに諸般の報告をさせていただきます。15番長田正之委員が欠席となります。出席委員が過半数を超えており、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会議規則 第4条の規定により、長田会長を議長として進めていただきます。
会長よろしく願いいたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、2番土屋昌彦委員、10番勝間田太住委員よろしく願いします。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告に入ります。
報第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書の1ページをお願いします。
報第9号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により事務局長が専決したので同条第2項の規定により、次のとおり報告する。令和7年8月12日報告。今月の4条の届出は4件です。

(番号1～4について内容の読み上げ)

以上で事務局からの報告を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。
- 会長 転用目的が神社敷地ということですが、地目は宅地になるのですか。
- 事務局 登記の地目は境内地となり、宅地とは異なります。
- 10番委員 境内地という地目があります。非課税地となります。
- 会長 ありがとうございます。宅地とはならないのですね。

会長 ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

 (質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承お願いします。

会長 続きまして、報第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について 事務局より報告を求めます。

事務局 議案書の2ページをお願いします。

 報第10号 御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和7年8月12日報告。今月の5条の届出は2件です。

 (番号1～2について内容の読み上げ)

 以上で事務局からの報告を終わります。

会長 ただ今、事務局からの報告がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

 (質問、意見等 なし)

会長 報告事項でございますので、ご了承お願いします。

会長 日程6 農地法に関する議案に入ります。
 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

 議案第22号 次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年8月12日提出。今月の3条許可申請件数は1件です。

 番号1 (議案書の内容読み上げ) 田 704 m²

 譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より買い受けるものです。

 整理番号1について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

 以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、整理番号1について担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 2 番委員

農地法第3条の規定による許可申請に基づきまして、調査を行いました。
調査日は令和7年8月5日です。調査場所は譲渡人とは電話で、譲受人とは現地で行いました。

申請行為について、それぞれ本人が申請したものであり、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。

権利の設定、移転等の内容につきましては、譲渡人は高齢で県外に一人で暮らしており、譲受人は農地の規模拡大を図りたく、農地を買い受けるための申請です。

効率的利用について、取得する農地は自宅の隣にあり、農作業の従事については5年と短いのですが、本人一人で頑張っていく姿勢がありました。農機具につきましては、トラクター1台、田植機1台を所有しています。

耕作管理計画につきましては、権利を所有する農地は休耕地で、この農地を田んぼのあぜの法面に使う芝を育てるために利用するそうです。この芝はピートという種類の芝とのこと。以上のことから、新たに取得する農地も耕作管理されると思います。

転貸しはありません。

地域との調和については、芝を育てることから周辺農地の影響はないと考えます。地域の草刈りや、水路の清掃等に積極的に参加し、農作業に従事するそうです。

以上となります。何卒ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

続きまして、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定についてを議題とします。

事務局から説明を求めます。

事務局

議案書の4ページをお願いします。

議案第23号 次のとおり農地法第5条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和7年8月12日提出。今月の5条許可申請は2件です。

番号1 (議案書の内容読み上げ) 畑 3,473 m²

転用内容は、賃貸借による太陽光発電施設の設置です。

こちらは、隣接する山林と一体で転用するため、全体の所要面積としては、5,639.88 m²となります。

農地の区分は、用途地域から 500m以内にあり、かつ農地の集団性が 10ha 未満のため、第 2 種農地に区分されます。

本件につきましては、農地転用面積の合計が 3,000 m²を超えるため、本日許可相当と認められた場合は、8月22日に開催されます静岡県農業会議の常設審議委員会へ上程し、その後許可となる予定です。

番号 2（議案書の内容読み上げ）田 780 m²

転用内容は、賃貸借による太陽光発電施設の設置です。

こちらの案件も、隣接する山林と一体で転用するため、全体の所要面積としては、1,964.26 m²となります。

農地の区分は、用途地域から 500m以内にあり、かつ農地の集団性が 10ha 未満のため、第 2 種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

続きまして、整理番号 1、2 について担当委員より調査結果の報告を求めます。

25 番委員

農地法第 5 条の規定による許可申請書を下記のとおり調査したので、報告します。

調査日は令和 7 年 8 月 1 日と 2 日にわけて行いました。譲受人とは 8 月 2 日、現地にて話を伺いました。譲渡人の 5 名については、8 月 1 日電話にて聞き取りをいたしました。

申請行為については、譲渡人、譲受人とも本人が申請したもので相違ありませんとのことです。

転用理由、譲渡人は高齢、多忙のため管理できないということです。譲受人は、太陽光発電を行うためということです。

資金につきましては、銀行より借入予定とのことです。

他の権利者の同意は、ないということです。

転用時期につきましては、許可後すぐに着工とのことです。

他法令につきましては、御殿場市土地利用対策委員会の承認済みとのことです。

転用面積、3,473 m²であり適正であると思われます。

周辺への影響はないと思われませんが、出た場合は自己責任で解決いたします。

続いて整理番号 2 について

調査日は令和 7 年 8 月 1 日と 2 日にわけて行いました。譲受人とは 8 月 2 日に現地にて調査させていただきました。譲渡人は 8 月 1 日電話にて聞き取り調査をさせていただきました。

申請につきましては、双方とも申請したことで相違ないとのことです。

転用理由、譲渡人は多忙のため管理できない、水も引けないということです。譲受人は太陽光発電を行うためとのことです。

資金は、銀行より借入予定とのことです。

他の権利者の同意は、ありません。

転用時期、許可後すぐに着工とのことです。

他法令は、ありません。

転用面積は、1,776 m²の内 780 m²ということで、適正であると思われます。
周辺への影響はないと思われませんが、出た場合は、自己責任で解決します。
以上です。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 1番の山林部分は図から見たら右側ですか。この場所はよく知っているものですから。

事務局 山林は、案内図の黒塗り部分の東側のところですよ。

会長 もう伐採はしている？

事務局 現地を見に行った段階では伐採はしていませんでした。

会長 2番の方は山林部分の伐採は終わっているようでした。
ありがとうございます。

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に日程7 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する議案に入ります。
議案第24号 農用地利用集積等促進計画(案)について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをお願いします。
議案第24号 農用地利用集積等促進計画(案)について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3号の規定による農用地利用集積等促進計画の案を別紙のとおり作成したので、委員会の決定に附す。令和7年8月12日提出。
議案書6ページの議案第24号別紙資料 農用地利用集積等促進計画(案)一覧表をご覧ください。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積等促進計画が2件で、合計面積は11,723 m²、農地を転貸する者は静岡県農業振興公社です。

番号1(議案書の内容読み上げ)	1筆	1,281 m ²
番号2(議案書の内容読み上げ)	11筆	10,442 m ²

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長 　　ただ今説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

会長 　　整理番号1の面積が2,597㎡で、利用権面積は1,281㎡となっていますが、1枚の田んぼを分けたのですか。

事務局 　　1筆の中に4枚の田んぼがあり、そのうちの2枚を借受けるという内容なので、そのような設定面積となっています。

会長 　　残りの部分は貸手が耕作しているということですか。

事務局 　　はい。

会長 　　ありがとうございます。

会長 　　ほかにご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 　　無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 　　全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
これをもちまして、全ての審議が終わりましたので、事務局にお返しします。

事務局 　　(連絡事項)

1. 地域計画について
2. 駿東地区農業委員会協議会視察研修について
3. 農地利用状況調査のお礼
4. 東部地区農地利用最適化推進研修会について
5. 農地利用最適化推進研修出席に係る活動記録簿の記入の仕方について
6. 農地中間管理事業による農地売買に係る資料の配布について
7. 全国農業新聞記事(広島県 福山市)先進地活動事例の紹介・協議について
8. 農業会議情報のご案内
9. 次回総会 9月12(金)午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

事務局長

皆様方から連絡事項等ございますでしょうか。

以上をもちまして、令和7年度第5回御殿場市農業委員会定総会定例会を閉会いたします。

議 長

議事録署名人

2番

議事録署名人

10番
